

とちぎ広域消防事務組合議会運営に関する規則

〔平成27年6月29日〕  
議会規則第1号

(趣旨)

第1条 とちぎ広域消防事務組合議会(以下「議会」という。)の運営については、この規則の定めるところによる。

(議会の公印)

第2条 議会の公印は、別表のとおりとする。

(準用規定)

第3条 議会の会議規則及び傍聴規則については、帯広市議会の次の規則を準用する。

- (1) 帯広市議会会議規則(平成15年議会規則第1号)
- (2) 帯広市議会傍聴規則(昭和44年議会規則第2号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

公印 番号	公印の名称	形状	寸法(ミリメートル)	個数	保管場所
1	とちぎ広域消防事務組合議会之 印	正方形	27	1	事務局
2	とちぎ広域消防事務組合議会議 長之印	正方形	21	1	事務局
3	とちぎ広域消防事務組合議会副 議長之印	正方形	21	1	事務局